破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５１号
福岡市城南区鳥飼６丁目18番27―108号、前住所福岡市城南区友丘２丁目２番45号
破産者　中村歯科医院こと　中村　弘昭
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６５号
福岡市西区姪の浜４丁目11番22―１号、前住所福岡市西区姪の浜２丁目９番６号
破産者　ストライフサービスこと　西村　公太
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４２号
福岡市東区松崎１丁目20番20号
破産者　高田　徳夫
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３９号
北九州市小倉北区馬借１丁目９番８号　トーマスタワー1810号室、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区対馬小路２―10
破産者　田中　恭兵
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２号
福岡市東区千早５丁目31番10―902号、前住所高知市一宮東町３丁目９番17号
破産者　大原　啓典
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３号
相模原市中央区横山台１丁目31番９―208号
破産者　藤岡　昭伸
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４号
相模原市中央区横山台１丁目31番９―208号
破産者　藤岡　優子
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５５６号
福岡市中央区高砂２丁目18番10―404号
破産者　仲本　　忍（旧姓山本）
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６４号
福岡県糸島市篠原西２丁目10番25号　B、住民票上の住所福岡県糸島市井田451番地
破産者　関根　　治
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６５号
福岡県糸島市篠原西２丁目10番25号　B
破産者　関根　浩美
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７号
沖縄県浦添市仲西２―６―５、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区本太１丁目39番６号
破産者　屋冨祖秀清
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９７号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科958番地
破産者　石田　貞子
1　決定年月日　平成27年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０５号
福岡県大野城市下大利１丁目３番15―202号　憂和ハイツ下大利
破産者　横山惠美子
1　決定年月日　平成27年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３７号
福岡県太宰府市水城５丁目14番13号
破産者　松尾　英明
1　決定年月日　平成27年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７号
富山県射水市高場新町４丁目99番地
破産者　木村　　明
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１３５号
山梨県笛吹市一宮町塩田1767番地
破産者　有限会社丸特運輸
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
島根県出雲市天神町160番地１
破産者　株式会社アイリス
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５７号
山形市宮町２丁目６番40号
破産者　ワボースタイル株式会社
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２５号
千葉市中央区矢作町612番地、開始決定時の住所千葉市中央区新千葉２丁目14番２号
破産者　藤代　嘉久
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係